

令和4年11月25日

第168回 遠野市農業委員会総会議事録

第168回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和4年11月14日
告示番号 遠野市農業委員会告示第16号
会議年月日 令和4年11月25日
会議の場所 あえりあ遠野交流ホール
出席委員 1番 田中ナオ子、2番 菅田ツヤ子、3番 多田靖志、5番 菊池秀樹、
6番 古屋敷徳夫、7番 綱木秀治、8番 菊池久康、9番 菊池靖、
10番 鈴木重徳、11番 鬼原壽一、12番 菊池陽佑、13番 佐々木泰文、
14番 奥寺晴夫、15番 多田登、16番 小向幸子、17番 河内克倫、
18番 佐々木義弘、19番 千葉勝義
欠席委員 4番 藤田優一

会議に出席した職員 事務局次長兼
農業振興係長 菊池達紀

農地係長 多田由香子

本日の案件 第168回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第3号 農地専門委員会に付議した事項について
議案第39号 農地法第3条許可処分の取消しについて
議案第40号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否
決定について
議案第41号 農用地利用集積計画の決定について
議案第42号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定につい
て
議案第43号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定につい
て
議案第44号 遠野農業振興地域整備計画変更案に対する意見決定について
議案第45号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

開会時刻 午後2時

議	長	<p>ただいまから総会を進めてまいります。開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を1番、田中ナオ子委員にお願いします。</p> <p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱につき記載省略)</p>
議	長	<p>【会議成立宣言】</p> <p>本日の出席委員は18名であります。定足数に達しましたので、第168回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。なお、4番、藤田優一委員からは、欠席の届出があり、これを了承したので報告します。</p>
議	長	<p>【会長報告】</p> <p>続いて、会長として出席いたしました会議等の内容について報告いたします。経過報告書をご覧いただきたいと思っております。</p> <p>10月27日、令和4年度岩手県農業委員会大会運営委員会に参加してございます。内容は、大会提出議案の審議となっております。</p> <p>11月10日、遠野市議会臨時会が開催されてございます。これに関しては、議長、副議長の選挙がございまして、決定となっております。議長には多田勉さん、副議長には荒川栄悦さんとなっております。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>【事務事業経過報告】</p> <p>今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局から説明を願います。</p>
事務局次長		<p>事務事業経過報告書に基づいて、報告します。出席者、開催場所は記載のとおりです。</p> <p>10月26日、第13回遠野市農林水産振興大会地区協議会。</p> <p>11月1日から9日、令和4年度農地相談会。</p> <p>11月9日、農地法等申請締切日。同日、令和4年度岩手県農業委員会大会。</p> <p>11月10日、エゴマ脱穀。</p> <p>11月11日、第4回農地専門委員会。</p> <p>11月14日、第4回女性農業委員・農地利用最適化推進委員業務検討会。</p> <p>11月16日、17日、農地転用等現地確認調査。</p> <p>11月17日、エゴマ脱穀。</p> <p>11月21日、第9回運営委員会。</p> <p>11月22日、いわてポラーノの会視察研修・理事会。</p> <p>本日ですが、第168回遠野市農業委員会総会。</p> <p>11月25日以降の主な行事予定につきましては記載のとおりですので、ご確認ください。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>【報告事項】</p> <p>次に報告第1号、「農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について」、事務局からその内容の説明を願います。</p>
事務局次長		<p>1ページから3ページです。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について。農地法第3条の3の規定による届出について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告するものです。件数は13件です。</p> <p>内容は備考欄記載のとおり、権利者死亡により取得者が相続したものです。番号1番から5番は子、6番は孫、7番と8番は子、番号9番は遺贈、10番から13番は子が相続です。</p>

	<p>今後については、番号1番、自己管理。 番号2番、自己管理。 番号3番、川成。 番号4番、一部貸付、残りは自己管理。 番号5番、一部貸付、一部自己管理、残りは山林化しているため、今後、非農地判断が必要と思われます。 番号6番、相続人の弟が耕作。 番号7番、自己管理。 番号8番、不耕作地となっているため利用意向調査中。 番号9番、管理。 番号10番、自己管理。 番号11番、貸付。 番号12番、自己耕作。 番号13番、一部貸付、一部自己耕作、残りは山林化しているため、今後、非農地判断が必要と思われます。 以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から報告をいただきました。質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。 報告第2号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」、事務局からその内容の説明を願います。</p>
事務局次長	<p>4ページです。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地又は採草放牧地の解約を合意で成立した旨、下記の者より通知書が提出されたので報告するものです。件数は2件です。 番号1番、規模縮小のため解約するものです。 番号2番、新たに貸し付けるため解約するものです。なお、改めて所有権移転許可申請が提出されていますので、この後、審議していただきます。 以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から報告をいただきました。質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。 報告第3号、「農地専門委員会に付議した事項について」、報告します。 令和4年10月25日付けで、遠野市長から、遠野農業振興地域整備計画変更案に係る意見聴取の通知があり、11月11日に開催した令和4年度第4回農地専門委員会で協議した結果について多田登農地専門委員会委員長から報告を受けました。 遠野農業振興地域整備計画の変更案、農用地区域からの除外3件について、現地確認をした上で協議を行った結果、3件すべてについて「異議なし」と判断したとのことでした。これについてはこの後、議案第44号として上程いたします。 以上、遠野市農業委員会会議規則第33条の2の規定に基づいて総会への報告といたします。農地専門委員会の皆様ご苦勞様でした。 次に、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。自己又は同居する親族若しくは配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので、審議には退席を願います。</p>

議 長	<p>【日程第1】</p> <p>日程第1、「議事録署名人並びに書記の指名について」、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に2番、菅田ツヤ子委員、3番、多田靖志委員、会議書記には事務局、菊池達紀次長を指名いたします。</p> <p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局から願います。</p>
農地係長	<p>5ページ、6ページです。第168回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。</p> <p>法第3条、今月計4件、12,440㎡。</p> <p>利用集積、今月計24件、157,321㎡。</p> <p>法第4条、今月計1件、10,516㎡。</p> <p>法第5条、今月計2件、10,461㎡。</p> <p>適用外、今月計1件、260㎡。</p> <p>法第18条第6項、今月計2件、9,212㎡。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>【日程第2】</p> <p>日程第2、議案第39号、「農地法第3条許可処分の取消しについて」を上程いたします。なお、議案の朗読は省略し、直ちに内容の説明をいたします。事務局に説明を願います。</p>
農地係長	<p>7ページになります。議案第39号、農地法第3条許可処分の取消しについて。農地法第3条許可処分の取消願が下記のとおり提出されたので、許可処分の取消しについて可否の決定を求めるものです。申請人、土地の所在等については記載のとおりでありまして、内容につきましては、贈与ということで令和4年8月25日に許可しておるものでございます。理由といたしましては、相続登記が完了する前の申請であったため許可処分の取消願が提出されたものでございます。</p> <p>なお、本案件につきましては、今月に相続登記を行い、新たに所有者になった方との贈与につきまして議案第40号番号4番でご審議いただくこととしています。</p> <p>説明は以上です。ご審議よろしく願います。</p>
議 長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第39号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第3】</p> <p>日程第3、議案第40号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明を願います。</p>
農地係長	<p>8ページです。議案第40号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請</p>

	<p>に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、譲受人は、申請地が自己所有地と隣接しており耕作の利便が良いことから、要請し、譲り受けるものです。譲渡人は譲受人の要請により譲り渡すものです。</p> <p>番号2番、譲渡人は、県外に居住し耕作できないことから、申請地を長年耕作している譲受人に贈与で譲り渡すものです。なお、譲受人と譲渡人はいとこ同士ということでもあります。</p> <p>番号3番、譲受人は、申請地が自己所有地と隣接しており耕作の利便が良いことから、要請し、譲り受けるものです。譲渡人は譲受人の要請により譲り渡すものです。</p> <p>番号4番、譲受人は長年申請地を耕作しており、今回、譲渡人からの要請により贈与で譲り受けるものです。</p> <p>以上4件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農業委員及び農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当農業委員、お願いします。</p>
7 番 委 員	<p>●●地区担当委員、綱木です。現地は、■■■■■■■■のすぐ南側の田です。畑は■■■■を挟んで向かいの、譲受人の畑のすぐ裏の畑です。何ら問題ないと判断してまいりました。以上です。</p>
議 長	<p>●●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●●地区推進委員、山本です。11月17日、事務局3名、●●●班3名の計6名で現地を確認しました。場所は、●●●●となっていますけれども●●●地区の外れの方です。現状は牧草等に利用されており、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●地区担当の大里です。11月16日、事務局3名、農業委員2名、推進委員3名で現地を確認しました。場所は■■■■■沿いの■■■■■向いです。現在の耕作地の隣にあり、何ら問題ないと確認いたしました。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>推進委員、菊池です。11月16日に事務局3人、農業委員、推進委員で現地確認を行いました。場所は、■■■■■■■■■■から北東方向の■■■■■■■■■■付近になります。前所有者から受託耕作しておりまして、双方とも水田耕作を望んでいることから、贈与については問題ないことを確認しました。</p>
議 長	<p>ご苦勞様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第40号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>

議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり「可」と決しました。
議	長	<p>【日程第4】</p> <p>日程第4、議案第41号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明を願います。</p>
事務局次長		<p>9ページから13ページです。議案第41号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、遠野市長から提出があったので、計画の決定を求めるものです。本議案に係る申請は24件です。新規が7件、更新が17件となっています。なお、新規の内3件が集積計画一括方式による中間管理権の設定となっています。</p> <p>番号1番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。</p> <p>番号2番から4番、更新です。</p> <p>番号5番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号6番から9番、更新です。</p> <p>番号10番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。</p> <p>番号11番から16番、更新です。</p> <p>番号17番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定です。</p> <p>番号18番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号19番、更新です。</p> <p>番号20番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。</p> <p>番号21番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号22番から24番、更新です。</p> <p>申請の詳細につきましては、議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」、「利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること」の各要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議よろしく願います。</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>これより質疑に入ります。番号1番について質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>これより質疑に入ります。番号17番及び番号18番について質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p>

		(休憩)
議	長	<p>会議を再開いたします。 番号1番、番号17番及び18番の3件を除く21件について質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。 暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。 お諮りいたします。議案第41号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり「可」と決しました。 暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。</p>
議	長	<p>【日程第5】 日程第5、議案第42号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明を願います。</p>
農地係長		<p>14ページです。議案第42号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第4条第2項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、植林を目的とする転用であります。申請人は、近年、鹿による被害が深刻化し耕作が難しくなったことから、人工林を造成しようとするものです。申請地は山林、原野、雑種地に囲まれた農地で、山林の一部が自己所有地であることから、今後一体的に山林として利用していくことが可能であるため、植林地として選定したものです。申請地は第1種農地、第3種農地に該当しない第2種農地と判断しました。第2種農地は、第3種農地に立地困難な場合で代替地がない場合に許可できるものでございます。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>以上1件につきまして、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員		<p>●●地区推進委員の佐野でございます。11月16日に事務局3名、農業委員1名、推進委員3名、計7名で現地確認を行いました。説明がありましたとおり山際の、山に隣接した農地でありまして、他の農地との関連もないので、転用は問題ないだろうと思っております。</p>

議 長	<p>以上です。</p> <p>ご苦勞様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第42号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第6】</p> <p>日程第6、議案第43号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明を願います。</p>
農地係長	<p>15ページです。議案第43号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第5条第3項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番と2番は関連事業であります。番号1番は砂利採取を目的とする一時転用であり、番号2番は砂利採取のための通路を目的とする一時転用です。転用期間はいずれも2年です。申請地は農業振興地域の農用地区域内の農地ですが、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと判断される3年以内の一時転用であり、許可できるものと判断しました。砂利採取法第16条の規定による採取計画の許可申請が岩手県に対し行われていることも確認しております。砂利採取後は、土淵町の個人所有地の山林から土を搬入し農用地として復旧する計画であることも事業計画書で確認しております。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>以上2件につきまして、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>11月16日に事務局3名、農業委員1名、推進委員3名で現地確認を行いました。この農地は他の農地と隣接しておりまして、ちょうど真ん中にあるような農地なのですが、砂利採取をしても他の農地を邪魔しないと判断いたしまして一時転用は問題ないと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ご苦勞様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第43号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>

		<p>転用許可を受けている土地を最大限に利用できるようにその周辺農地の除外を行うものであります。</p> <p>以上3件につきましては、令和4年11月11日に第4回農地専門委員会で現地確認を行い、その後、農地専門委員会で農用地区域からの除外については異議なしとしております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議	長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第44号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第8】</p> <p>日程第8、議案第45号、「農地法の適用外証明願に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明を願います。</p>
農地係長		<p>議案第45号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてです。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されましたので、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、申請人の亡父が昭和50年に住宅と通路を整備し、現在に至ってしまったものです。今回、自宅を売却するため土地を確認したところ農地であることが判明したものです。当時、亡父が農地法の手続きが必要なことを認識していなかったと思われるものです。</p> <p>以上1件につきまして、ご審議よろしくお願いたします。</p>
議	長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員		<p>推進委員の菊池です。11月15日に事務局3名、農業委員1名、推進委員1名で現地確認を実施しました。場所は■■■■■■■■■■から北側の道の付近です。畑だったところを長期にわたって宅地として利用してきたもので、現状も住宅であり、問題ないと確認してきました。以上です。</p>
議	長	<p>ご苦勞様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第45号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり「可」と決しました。</p>

議 長	<p>【その他】 その他に入ります。委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>それでは、事務局から8点ほどございますので、ちょっと時間早いのですが、10分間休憩してから事務局からの説明をお願いします。 休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開します。 その他、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局次長	<p>①令和4年度農地相談会の報告について 実施状況については、11月1日から9日まで行い、相談者数は18名、対応完了11件、対応未完了7件となっています。特記事項として、農地の日の活動は今回で6回目となり、昨年度と比べて7件減少しております。</p> <p>相談結果の報告について、解決しなかった案件については別紙2、地区ごとの結果欄に「対応未完了」としてあるので、その後の対応策等について具体的に記入し、12月9日までに事務局に提出していただきます。例としまして4ページ、●●地区をご覧ください。当日の対応で「区画整備した土地なので売買しようと思えばできると思う。■■■■■に声をかけてみる。」(⇒声をかけた結果を報告すること。断られた場合は今後どうしていくかを記入)、と緑色で方向性を示しておりますので、それを参考に聞き取りをし、結果<対応未完了>欄に記入をお願いします。なお、対応完了したものは提出の必要はありません。</p> <p>説明は以上です。</p>
事務局次長	<p>②令和4年度家族経営協定締結の推進について 10月31日までの進捗状況は、新規が1世帯、更新が2世帯の合計3世帯です。なお、「候補者に声がけ」「素案の作成」を予定しています地区については、早急に素案を作成の上、事務局に提出をお願いします。</p> <p>2ページ以降は家族経営協定のアンケート結果となります。なお、家族経営協定のアンケートについてですが、今後の家族経営協定推進会議で家族経営協定推進アドバイザーとこの結果をもとにこれからの家族経営協定について話し合っていきたいと考えております。3ページ、(4)締結の効果で、効果ありが合計27人、効果なしと回答した方が9人、無回答が3人でした。4ページ、(6)締結した感想で、「とても良かった・良かった」が15人、「なんとも思わない」が13人、無回答が5人でした。理由は記載のとおりです。5ページ、(7)協定書内容の感想で、「満足」が15人、「なんとも思わない・不満足」が10人、無回答が8人でした。理由は記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
事務局次長	<p>③委員が関係する基盤法等による貸借契約の調査について 農地利用最適化交付金、最適化活動に係る調査であり、県、国への報告となります。令和4年1月から予定を含めた12月まで、各委員の活動により貸借契約が成立した場合や借人になった場合に該当する方は提出してください。なお、該当しない方は提出は不要です。また、事務局で契約を把握している契約については個別に資料をお渡ししましたので、資料に記載のない契約があった場合のみ提出をお願いします。期間が短くて申し訳ありませんが、提出期限は12月5日です。</p> <p>説明は以上です。</p>

農地係長

④令和4年度遠野市農業者年金加入推進の取り組みについて

加入目標としまして、農業者年金基金は、農林水産大臣から第4期中期目標において、若い農業者の加入拡大に向け、基幹的農業従事者に対する被保険者数割合を39歳以下の若年層25%、女性17%とする目標を示されており、令和4年度は最終年度となります。農業者基金は令和3年10月より、「加入者累計15万人早期達成に向けた加入推進強化運動」を新たに展開し、目標達成に向け一層の加入推進を図っているところであります。当市においても新規加入目標を設定し、遠野市農業者年金加入推進委員会の構成員が一層の連携を図りながら、積極的な加入推進に取り組むものとしします。

新規加入目標及び実績としまして、目標が3人、実績は令和4年11月25日現在で1人となっております。加入推進強化月間は令和4年12月から令和5年2月としております。

具体的な取り組みですが、まず、個別訪問の実施です。町別加入推進班ごとに令和4年度加入推進対象者や未加入者への個別訪問を実施していただくようお願いいたします。訪問する際はパンフレットと年金試算表を持参して、農業者年金のメリットを説明し加入を推進します。年金の試算表につきましては、農業者年金基金のホームページで年齢等を入れて、例えば金額を設定して今から何年掛けるとこれくらい受給できますという試算がでけますので、委員さんの自宅でできる場合はこのようにしても構いませんし、もしできなければ事務局の方にご連絡いただければ出力してお届けもできますので、よろしくをお願いいたします。訪問の結果「検討する」という回答をいただいた方については、間を置かず検討していただいた結果どうだったかと再訪問していただければありがたいです。また、コロナ禍でありますので会議等もそんなにはないかもしれませんが、会議等や道ばたで会った時等機会を捉えてPRしていただけるようお願いいたします。取り組みの報告としましては、個別訪問、電話、その他の方法で個別に加入推進を行ったときには、加入の有無にかかわらず加入推進記録簿に記入して、その都度、農業委員会事務局に提出するようお願いいたします。加入推進記録簿は加入推進セットの中に様式がありますので、この加入推進訪問の件数が交付金の金額に関わってきますので、是非、電話とか道ばたで会った時等の部分についても報告書をご提出いただくようお願いいたします。

今日は加入推進にあたりまして3枚ほどカラーの参考資料を付けております。あとでゆっくり見ていただきたいのですが、まず10月7日付けの農業新聞に掲載されたものを載せております。右側に「国民年金だけでは月10万円不足」と、高齢世帯2人の現金支出を見た時に国民年金だけでは足りないですよ。それを農業者年金、国民年金付加年金で補いましょうということが書いてあります。その下に、「2022年から農業者年金制度がさらに便利になりました！」ということで、ポイント①とあります。今までは必ず2万円の掛け金だったのですが、改正されまして、35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は納付下限額が2万円から1万円に引き下げられましたということで、認定農業者や青色申告者など政策支援を受けられない35歳未満の方については掛け金1万円から加入できますと変わったものなので、若い世代で収入が安定しない方についてもこういったところを利用して加入推進していければいいなと思います。②、③については、今まで受給年齢65歳となっていたものを据え置いて75歳からの受給とできますというものです。それから、年金の加入可能年齢の上限が引き上げられましたということで、これにつきましては65歳まで引き上げられましたと書いてありますが、これができるのは国民年金に20年加入していない方が60歳以降65歳までの間に任意加入できるのですけれども、そういう方に限り農業者年金65歳まで掛けられますということです。全員が65歳まで加入できるわけではないので、あくまでも国民年金の加入年数が20年に満たない方が加入できるものです。

それから、2枚目ですが、これについては私が研修会に参加してこれは分かりやすいなというところを抜粋したものです。加入推進に向けての取り組み課題ということで、皆さんには本当にPRしていただいているものなのですが、全国的には依然として「農業者年金をほとんど知らなかった」という人が46%、「まったく知らなかった」という人が12%もいるということで、農業者年金基金の方ではどんどんPRし

ていただきたいということが書いてあります。加入の決め手はやはり農業委員さん方等の「個別訪問」、それから「家族からの勧め」というのが大部分を占めておりますので、皆様方の加入推進が非常に大きな力になります。そして、農業者年金のどこに魅力を感じたかというのが、「国民年金に上乘せできる」というのが28%、それから「保険料の控除等の税制優遇があるから」というのが19%ということになります。加入推進活動に必要なことということで、これからの人生100年時代を迎えるということで、安定した老後を過ごすためには今からの貯蓄が必要でということと、農業者年金の利点を正しく理解していただくということも重要となってきます、というところで

3枚目です。私が農業者年金を勧める上で一番ポイントになってくると思っているところが、農業者年金に加入する人は国民年金の加入者でなければだめなのですけれども、さらに、その方が農業者年金に加入するときには国民年金の付加加入をしなければいけないということです。国民年金にプラス400円かけて付加加入をするのですけれども、この付加加入がすごくお得ですということと詳しく書いていますのですけれども、例えば、付加保険料を20年間毎月400円ずつ納付した場合、20年間で払う保険料が96,000円払うのですけれども、受け取る時には200円×240月で1年間48,000円もらえますということなので、2年で元が取れるお得な仕組みですということです。次に、農業者年金のどこが得なのかということで国が出している表、農業者年金、国民年金基金、それから今 i D e C o とあるのですけれども個人型確定拠出年金、この3つを比較検討した表が載っています。国民年金基金と i D e C o は1回加入したら止められません、農業者年金は任意脱退が可能です。いつ加入していつ止めても良いし、止めた人がまた加入することもできます。経済的に苦しいとき一時休んで、また、再度加入もできます。利率ですけれども、農業者年金が2.97%、国民年金基金でも1.5%、今、郵便局とか金融機関は、一般に定期積立と呼ばれるものは0.0何%のすごく低い利率なのですけれども、農業者年金は平成14年度から令和2年度までの平均利回りが2.97%というもので、これに勝る利率のものは他を探してもないと思います。ここが非常に魅力です。掛け金については1万から6万7千円まで自由に設定できます。掛け金の変更についても農協さんで手続きをするだけで変えることができます。上げることも下げることもできます。課税につきましては、2.97%の運用益につきましては非課税にしますということで、ここについても利点があるということです。税制優遇でも公的年金控除がありますということで、この公的年金控除額については新聞に載っていますので、後程じっくりお読みいただきたいと思います。節税効果についても、家族全員分が全額社会保険料控除になりますから節税対策になります。死亡時につきましては、農業者年金は自分が掛けた金額が保証される確定拠出型年金なので、年金をもらう前に万が一亡くなった場合でも掛けた金額の95%くらいもらえます。例えば、70歳で亡くなった場合、80歳までもらうであろう金額を死亡一時金としてもらえます。これについては新制度の方だけです。旧制度の方はこの部分はないのですけれども、今加入する方々についてはそういう制度です。あと、継続性とありますが、これについては終身受給ということで長生きすればするほど掛けた分以上にももらえますという制度になっていますので、どの年金の制度より優遇されています。こういったところを売りにしながら加入推進をしていきたいと思っておりますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

あと、もし戸別訪問する際に事務局や農協さんに立ち会っていただきたいと事前に連絡いただければ、農業委員会事務局と J A と協力しながら個別訪問にも同行いたしますので、よろしく願いいたします。

説明は以上です。

事務局次長

⑤令和4年度遠野市農業委員会県外研修について

今年度の県外研修を宮城県内、12月12日、13日の1泊2日として計画しており、4か所の農業委員会に問い合わせを行いましたけれども、「新型コロナの影響から大人数での研修は控えたい」「12月は農業委員会の事業等が決まっております研修を受けることは

<p>事務局次長</p>	<p>難しい」「議会中であるため会長及び事務局対応が難しい」「事業(スマート農業支援等)として計画はあるが農業委員会としては準備の段階にあり実績、成果にいたっていないので説明ができない」等の理由により断られたものでございます。これに伴いまして農政専門委員長、副委員長と相談し、今年度は県外研修を実施しないことになりました。今後としては、令和4年12月23日開催の第5回遠野市農業委員会農地利用最適化推進検討会で研修会を行いたいなと思っております。仮ですけれども、内容としては、肥料価格高騰対策事業支援金について。これについては畜産園芸課が担当になるのでありますが、依頼して研修会を考えております。その後、農業委員会の懇親会を考えております。昨年は実施できなかったのですが、研修はできなかったのですが、せめてもの懇親会を計画して行きたいと考えております。詳細につきましては、農政専門委員会と協議して進めてまいりたいと思っております。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>⑥令和4年度農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック別研修会について 先月の第4回検討会でもお知らせしましたが、12月5日、13時から、とぴあ庁舎大会議室にてオンラインでブロック別研修会があります。委員全員の参加をお願いしておりますが、その日都合が悪い方がいれば本日、若しくは12月2日までに事務局にご連絡をお願いします。なお、推進委員さんには別途郵送したいと思っております。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>⑦第13回遠野市農林水産振興大会の参加について 12月15日、木曜日、午後1時30分から午後4時15分までです。あえりあ遠野交流ホールで開催されます。委員全員の参加をお願いしたいと思っておりました。その日都合の悪い方はいらっしゃいますでしょうか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>(挙手等)</p> <p>はい、ありがとうございました。他の方につきましては参加ということで、もし都合が悪くなった場合には早急にご連絡いただければと思います。推進委員さんにつきましては、先ほどと同じように別途郵送したいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>最後に、⑧エゴマの選別・水洗いについて、11月29日、火曜日、12時30分からになりますので、皆様のご協力をよろしく申し上げます。</p> <p>その他につきましては以上になります。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、8点ほど説明がございましたが、何かお聞きになりたいことがございましたらどうぞ。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
<p>議 長</p>	<p>【閉会】 大変ご苦勞様でございました。以上をもちまして、第168回遠野市農業委員会総会を閉会します。ご苦勞様でした。</p> <p>午後3時45分閉会</p>

署 名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

遠 野 市 農 業 委 員 員 番 _____

同 番 _____

遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____

